

熊本県福祉サービス第三者評価推進委員会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、熊本県福祉サービス第三者評価事業推進要綱（以下「推進要綱」という。）第4の規定に基づき、第三者評価事業の公正・中立性及び専門性を確保する観点から、熊本県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 推進委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 第三者評価機関の認証に関すること。
- (2) 第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること。
- (3) 第三者評価結果の取扱いに関すること。
- (4) 評価調査者養成研修、評価調査者継続研修及び更新時研修等に関すること。
- (5) 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関すること。
- (6) 第三者評価事業に関する苦情等への対応に関すること。
- (7) その他第三者評価事業の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員10名以内をもって組織し、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験のある者
 - (2) 福祉サービス利用者
 - (3) 福祉サービス事業者
 - (4) 評価機関
- 2 委員の任期は2年とする。

(委員長等)

第4条 推進委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、推進委員会の会務を総括し、推進委員会を代表する。

(招集等)

第5条 推進委員会は、知事が招集し、委員の過半数の出席により開催する。

- 2 推進委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 3 委員長は、第3条第1項各号に掲げる者のほか、必要があると認めたときは、委員以外の者に推進委員会への出席及び必要な事項についての調査、検討を求めることができる。

(会議及び会議録)

第6条 推進委員会及び推進委員会に係る資料は、公開とする。ただし、委員長又は委員の

発議により、出席委員の過半数で議決したときは、会議を公開しないことができる。

2 委員長は、会議録を作成する。

(事務局)

第7条 推進委員会の事務局を健康福祉部長寿社会局社会福祉課に置く。

2 推進委員会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年3月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年（2020年）11月20日から施行する。